

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **川根本町** (都道府県: **静岡県**)

本事業の担当部局名 **経営戦略課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	川根本町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,200,000 円		
市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p>川根本町における出生数は減少傾向にあり、学校統廃合や地域の活力低下など、少子化に伴う様々な社会問題が深刻化している。</p> <p>出産の前段となる婚姻数も減少傾向にあるとともに、本町が2019年に実施した調査では、結婚に比較的后向きな考えが54.4%と半数を超えており、10年前の同調査から20%近く増加していることから、非婚傾向の高まりがうかがえる。こうした現状に対し本町では、もとより安価な保育料(国基準額(上限)の40~75%)を設定していることに加え、園児の年齢に応じた段階的な保育料の軽減を、国の制度と相まって実施している。また、平成27年4月からは、高校卒業時までの医療費を無償化し、令和4年度からは、3歳までの子どもを育てる保護者に対し育児用品購入券を年6万円分交付するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることで、少子化対策を講じている。</p> <p>その他、結婚・出産に対する祝い金を交付するとともに、保健師や助産師による産後ケアや定例の乳幼児相談、各種講座の開催、子育て支援施設の増設などにより、子育て世帯の不安や悩みの解消に努めてきた。</p> <p>しかしながら、少子化は年々深刻化しているとともに、出産・子育ての前段となる「結婚(婚姻数)」についても減少傾向にあることから、既存制度と併せた「結婚に踏み出すための支援」を講じることが重要かつ急務である。</p> <p>「川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標の一つとして、「結婚・出産・子育てを支援し、安定した家庭生活を維持できる環境を整備する」を掲げ、①子育てに関する相談体制の構築と情報交換の場の提供、②子育て世代向けの新増築補助制度の充実化、③子育ての経験を活かすことができる雇用の場の検討、④ワークライフバランスの推進に向けた啓発についての事業を実施することとしている。本事業については、上記事業の②に位置付けられる。</p>		
	(本個別事業における現状と課題)		
	(課題への対応)		

個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【その他独自要件】							
夫婦のいずれにも町税等の滞納がないこと								
2. 申請見込								
①新規世帯見込								
上記のうち		3	世帯					
		とも29歳以下	1	世帯	左記以外 2 世帯			
【積算根拠】								
<p>29歳以下: 1件(支給見込世帯数) × 60万円(補助上限額) × 2/3(補助率) = 400千円</p> <p>39歳以下: 2件(支給見込世帯数) × 30万円(補助上限額) × 2/3(補助率) = 400千円</p> <p>上記については、令和3年度の婚姻件数9件のうち、本交付金の交付対象となる世帯数を税務住民課において確認し、算出。</p> <p>ただし、新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。</p>								
【令和4年度申請状況】								
令和 4 年 4 月 ~ 令和 4 年 12 月								
申請 実績 世帯数 0 世帯								
②継続補助見込								
見込世帯数		継続補助実施の有無	有	世帯				
		0						

対象経費支出予定額

0

円

3. 広報の実施予定

- ・戸籍担当窓口で婚姻届提出時にチラシを配布
- ・本町ホームページ、広報誌への掲載

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率	%	1.69(令和6年度)	1.42(H25~H29)
待機児童数	人	0(令和6年度)	0(令和3年度)	
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.42((H25~H29)厚生労働省:R2公表値)	
婚姻件数	件	11((R2)静岡県人口動態統計:R4公表値)		
婚姻率	%	1.8((R2)静岡県人口動態統計:R4公表値)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	66.6	0(令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	なし
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	80	なし
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県の公共施設等でのチラシ配架・申請書配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内及び近隣市町の住宅業者や不動産業者にチラシ配架に協力いただき、対象世帯に対し幅広く情報提供する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの市町における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。